

○山添村既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の耐震化を促進し、もって災害に強い村づくりを推進するため、住宅の耐震改修工事を行う所有者等に対し、予算の範囲内において既存木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 家計を営むものが、独立して居住することができるように設備された1棟若しくは数棟の建築物、又はその一部（この場合において当該部分が過半数を占めるものに限る。）を含む建築物をいう。
- (2) 耐震診断 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針」に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた診断法による評価方法とする。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険があると判断された既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事で、耐震診断による構造評点（以下「構造評点」という。）が1.0未満であるとされたものを改修後の構造評点が1.0以上となるもの又は構造評点が0.7未満であるとされたものを改修後の構造評点が0.7以上となるもの

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、既にこの要綱による補助金の交付を受けたものについては、補助の対象とはしない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、村内にあるもの。
- (2) 耐震診断結果が1.0未満のものであること。
- (3) 現に居住し、又は居住しようとするものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、補助対象住宅の所有者である。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める同意を得なければならない。

(1) 補助対象住宅の所有者と、居住者又は土地の所有者とが異なる場合 耐震改修工事を施工することについての当該居住者又は土地の所有者の同意

(2) 補助対象住宅の所有者が2者以上いる場合 耐震改修工事を施工することについての共有者全員の同意

(3) 補助対象住宅の所有者以外の者が耐震改修工事を施工する場合 補助対象住宅の所有者の同意

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用（一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。）とする。

2 補助金の額は、1,000,000円又は補助対象経費の額の5分の4のいずれか低い額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山添村既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、工事契約の締結前に村長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事見積書及び内訳書

(2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真（外観が分かるものを2枚以上）

(3) 現況配置図、平面図

(4) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面

(5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類並びに所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は、耐震改修工事を施工することについての使用者の同意書。所有者が2以上いる場合は、耐震改修工事を施工することについての共有者全員の同意書。所有者以外の者が耐震改修工事を施工する場合は、補助対象住宅

の所有者の同意書。

(6) 耐震診断の結果の写し

(7) 耐震補強設計図書

(8) 耐震改修工事工程表

(9) 建築士による山添村既存木造住宅耐震改修設計内容確認書（様式第2号）

(10) その他村長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 村長は、前条の規定により申請書を受理した場合において申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、山添村既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、工事を着手した際、直ちに山添村既存木造住宅耐震改修工事着手届（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

（工事の変更等）

第9条 補助金交付決定者は、第6条に規定する補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに村長と変更協議をしなければならない。

2 前項の変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、山添村既存木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項に規定する変更申請を受理した場合において変更申請の内容を審査し、適当と認めたときは、山添村既存木造住宅耐震改修補助金変更交付決定通知書により、補助金交付決定者に通知するものとする。

4 第1項に規定する変更協議において、工事内容のみに変更が生じるときは、山添村既存木造住宅耐震改修工事変更届（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

5 補助金交付決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、山添村既存木造住宅耐震改修工事中止届（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(中間工程の報告)

第10条 補助金交付決定者は、耐震改修工事を施工している間に山添村既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書(様式第7号)に建築士による山添村既存木造住宅耐震改修中間工程確認書(様式第8号)及び工事完了時に隠蔽となる部分の補強等がわかる工事写真を添付し、村長へ提出しなければならない。この場合において、村長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

2 前項に規定する書類の提出時期は、村長と補助金交付決定者で協議して決めるものとする。

(完了の報告)

第11条 補助金交付決定者は、耐震改修工事完了後、山添村既存木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。この場合において、村長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

- (1) 山添村既存木造住宅耐震改修完了検査確認書(様式第10号)
- (2) 耐震改修工事の完了時の写真
- (3) 耐震改修工事契約書の写し
- (4) 耐震改修工事精算書(最終の工事代金内訳書)
- (5) 耐震改修工事に要した経費に係る領収書の写し
- (6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 村長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を精査するものとする。

2 村長は、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、山添村既存木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書を補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金交付決定者は、前条第2項に規定する通知を受理したときは、山添村既存木造住宅耐震改修補助金請求書(様式第11号)を村長に提出し、補助金の支払を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 村長は、補助金交付決定者に補助金を交付することが適当でないと認めるとき、又は耐震改修工事が中止されたときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。